

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年度 教育委員会 第 5 回臨時会)

開会 令和 7 年 2 月 1 2 日 (水)

閉会 令和 7 年 2 月 1 2 日 (水)

午前 9 時 0 0 分

午前 9 時 5 1 分

場所 西宮市役所 6 階教育委員会会議室

出席委員

教育長 藤岡 謙一
委 員 長岡 雅美
委 員 藤原 唯人
委 員 山本 幸夫

欠席委員

委 員 橋本 祐子

会議に出席

職

氏 名

職

氏 名

した職員

教育総括室長
参与 (人事担当)
学校支援部長
学校教育部長
教育総務課長
教育職員課長
学校管理課担当課長

薩美 征夫
柏木 弘至
岡崎 州祐
秦 淳也
伊藤 昭夫
千原 昌樹
谷木 陽介

署 名

教育長

委員

付 議 案 件

<議 題>

- (審)報告第 11 号 瓦木小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する
意見決定の件 [学校管理課]
- (審)報告第 12 号 今津小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する
意見決定の件 [学校管理課]
- (審)報告第 13 号 鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する
意見決定の件 [学校管理課]
- (審)議案第 53 号 令和 6 年度 西宮市一般会計補正予算 (第 1 2 号)
(3 月定例会 教育委員会所管分) に関する意見決定の件 [教育総務課]
- (審)議案第 54 号 令和 7 年度 西宮市一般会計補正予算 (第 1 号)
(3 月定例会 教育委員会所管分) に関する意見決定の件 [教育総務課]
- (審)議案第 55 号 人事に関する件 **非公開** [教育職員課]

<一般報告>

- 一般報告① 西宮市学校施設長寿命化計画 (改定素案) に対する意見提出手続き
(パブリックコメント) の結果について [学校管理課]

以 上

傍 聴

1 名

藤岡教育長	ただいまより、令和 6 年度 第 5 回 教育委員会臨時会を開催します。本日は、橋本委員より欠席の届出を受けております。 議事録署名委員には、長岡委員を指名します。 1 2 月定例会について、議事録の承認を行います。 議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 ご異議がないようですので、承認することとします。 なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。 ここで、各委員に確認します。 本日は傍聴希望者が 1 名おられます。 会議は公開が原則ですが、一般報告①、議案第 5 3 号・5 4 号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されていません。また、議案第 5 5 号は人事に関する案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	ご異議がないようですので、非公開とします。 審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。 では、これより審議に入ります。 報告第 1 1 号「瓦木小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見決定の件」、報告第 1 2 号「今津小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見決定の件」、報告第 1 3 号「鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見決定の件」を一括して議題とします。 学校管理課担当課長。
学校管理課担当 課長	報告第 1 1 号につきましてご説明いたします。 資料の 1 ページをご覧ください。 瓦木小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 6 日に教育長の臨時代理により、提示すべき意見を別紙のように決定し

ましたので報告いたします。

2 ページをご覧ください。

記載のとおり、変更契約を締結することについて異議なしとするものでございます。

次に、3 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。

変更事項は、現在の契約金額 1 4 億 3, 0 0 0 万円を 3, 1 0 5 万 1, 1 5 2 円増額し、1 4 億 6, 1 0 5 万 1, 1 5 2 円に変更するものです。

変更理由は、南棟エキスパンション部改修の追加、北棟機械室アスベストレベル 1 除去、北棟外壁改修時の下地補修数量の変更等により増額変更するものです。

このほかの承認事項である原契約の目的、契約相手方、工期に変更はございません。

次に、4 ページ以降は、教育こども常任委員会における議案説明資料の案となっております。

5 ページは付近見取図で、6 から 9 ページに変更概要を記載しております。

資料の左下には、それぞれ変更前と変更後の数量や仕様等を記載しております。

報告第 1 1 号の説明は以上です。

続きまして、報告第 1 2 号につきましてご説明いたします。

資料の 1 ページをご覧ください。

今津小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 6 日に教育長の臨時代理により、提示すべき意見を別紙のように決定しましたので報告いたします。

2 ページをご覧ください。

記載のとおり、変更契約を締結することについて異議なしとするものでございます。

次に、3 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。

変更事項は、現在の契約金額 1 4 億 1, 2 4 0 万円を 2, 3 8 3 万 7, 0 0 0 円増額し、1 4 億 3, 6 2 3 万 7, 0 0 0 円に変更するものです。

変更理由は、教室棟（西棟）のスラブの補強、体育館棟校舎部瓦屋根施工内容の変更、外壁改修時の下地補修数量の変更等により増額変更するものです。

このほかの承認事項である原契約の目的、契約相手方、工期に変更はございません。

藤岡教育長	ん。 次に、4 ページ以降は、教育こども常任委員会における議案説明資料の案となっております。 5 ページは付近見取図で、6 から 10 ページに変更概要を記載しております。 資料の左下には、それぞれ変更前と変更後の数量や仕様等を記載しております。 報告第 12 号の説明は以上です。 続きまして、報告第 13 号につきましてご説明いたします。 資料の 1 ページをご覧ください。 鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 6 日に教育長の臨時代理により、提示すべき意見を別紙のように決定しましたので報告いたします。 2 ページをご覧ください。 記載のとおり、変更契約を締結することについて異議なしとするものでございます。 次に、3 ページをご覧ください。 令和 7 年 3 月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。 変更事項は、現在の契約金額 9 億 7,515 万円を 1,563 万 1,176 円増額し、9 億 9,078 万 1,176 円に変更するものです。 変更理由は、外壁改修時の下地補修数量の変更とアスベスト含有建材の数量変更により増額変更するものです。 このほかの承認事項である原契約の目的、契約相手方、工期に変更はございません。 次に、4 ページ以降は、教育こども常任委員会における議案説明資料の案となっております。 5 ページは付近見取図で、6 ページに変更概要を記載しております。 資料の左下には、それぞれ変更前と変更後の数量や仕様等を記載しております。 報告第 13 号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。 藤原委員。
-------	--

藤原委員	ご報告ありがとうございます。 結論として異議はないんですけれども、これらの追加工事が必要になったことについて、落札時に何らかこれらを盛り込むことができなかった事情というのがあったのかということです。例えば、グラウンドを掘ってみたら何か知らないものが出てきたであるとか、天井を剥がしてみたらアスベストが思ったよりたくさんあったとか、そういうことでしたら事情としては分かりやすいんですけれども、これらが当時に見積もることができなかった事情というのを、もう少しご説明いただけたらありがたいと思います。
藤岡教育長	学校管理課担当課長。
学校管理課担当 課長	おっしゃられますとおり、基本的には入札時、設計の段階で分かっておくべきことがほとんどですけれども、下地数量ですとか、場合によってはアスベストの部分につきましても、全て天井をめくるなど事前に細かく調査しましたら判明する部分は確かにございます。その調査を実施しますと、かなりお金がかかるということや、学校ですので、ふだんは子供たちが部屋を使用しており、調査することがなかなか難しい部分もあります。そういった状況でどうしても設計時に分からない部分が出てくることが多くありまして、契約変更することがかなり多くなるという理由となっております。 説明は以上です。
藤原委員	ありがとうございます。
藤岡教育長	よろしいでしょうか。
藤原委員	はい。
藤岡教育長	ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 報告第 11 号、12 号、13 号については、これを承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)

藤岡教育長	ご異議ないようですので、承認することといたします。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方はここで退出をお願いいたします。 (傍聴者退出)
藤岡教育長	では、再開をいたします。 一般報告①「西宮市学校施設長寿命化計画（改定素案）に対する意見提出手続き（パブリックコメント）の結果について」を議題といたします。 学校管理課担当課長。
学校管理課担当 課長	一般報告①「西宮市学校施設長寿命化計画（改定素案）に対する意見提出手続き（パブリックコメント）の結果について」ご説明いたします。 令和 6 年 9 月定例会でもご報告しましたが、本市では、2019 年（平成 31 年）2 月に西宮市学校施設長寿命化計画を策定し、事業費の縮減と予算の平準化を図るため、学校施設の計画的な改修による長寿命化を進めてきました。 計画の策定から 5 年が経過し、この間、インクルーシブ教育システムを構築するためのバリアフリー化や 35 人学級への対応、防災機能の強化など、学校施設に求められる水準は一層高まってきました。 さらに、コロナ禍による影響を受け、その後も建築資材や人件費の高騰、光熱費の上昇といった社会的な変化に加え、建設業界の人手不足、国の共通費算定基準の変更など、様々な要因によって施設整備の進捗の遅れと施設整備費の増大が大きな課題となっており、学校施設の整備に要する費用は計画策定時の想定よりも約 1.5 倍に膨らむと試算しております。 しかし、本市の財政運営は厳しい状況にあり、令和 5 年 10 月に策定した西宮市財政構造改善基本方針に基づく取組を推進する必要があることから、今後の新たな整備手法として中規模改修を設定し、施設ごとに適切な整備手法を選定できるよう、本計画を見直すこととしました。 改定素案につきましては、本資料の 11 ページ以降の資料 2 に記載しておりますので、ご確認ください。 表紙をめくっていただき、2 ページをご覧ください。 本件の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果につきましては、令和 7 年

	3 月 6 日の教育こども常任委員会で所管事務報告する予定です。 2 ページ以降は、所管事務報告における資料となっております。 3 ページをご覧ください。 意見募集結果概要等を記載しております。 意見募集期間は令和 6 年 1 0 月 2 5 日から 1 1 月 2 5 日です。 意見提出者数は 9 名で、意見提出件数は 1 6 件でした。回答分類は表のとおりです。2 件につきまして、いただきましたご意見を基に素案を修正しました。 4 ページから 9 ページに、いただきましたご意見と市の考え方を記載しておりますので、ご確認ください。 1 番目と 4 番目のご意見では、学校の統廃合についてご意見をいただきましたが、市の回答としましては、計画の改定素案に記載しておりますとおり、「各校の児童生徒数の推移を踏まえ、まちづくりの観点や地域コミュニティの拠点としての役割に配慮しながら施設総量の縮減を図るため、必要に応じて校区変更や統廃合についても慎重に検討します。」と回答する予定です。 8 番目以降は、保護者や学校関係者からのご意見と思われますが、トイレ改修やバリアフリー化など、具体的にご意見をいただいております。特に、トイレに関してはご要望が多いため、今後も、洋式便器化など環境改善に努める必要があると考えております。 1 0 ページは、いただいたご意見を基に素案を修正した箇所の対応表となっておりますので、ご確認ください。 1 2 ページ以降は、修正を反映しました計画ですので、ご確認ください。 一般報告①の説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はありますか。 藤原委員。
藤原委員	ありがとうございます。 先ほどご説明があった 1 番と 4 番で、学校の統廃合について触れておられるとか、5 番とか 6 番では、学校を減らすという方向性について意見が述べられているようです。それに対する回答としては、必要に応じて慎重に検討しますという回答なんですけれども、基本的に市の態度としては、学校統廃合はせずに、ただ、財政的に苦しいので、今の学校数を維持しつつも、今回の施策を打っていくという

教育総括室長	一つの調和点としての今回の施策があるというふうに理解をしているんです。そうしたときに、この「慎重に検討します」という回答で、その方針との整合性が取られているという理解でいいんですか。いわゆる役所的に、「検討はします」というのは、検討はするけれども、することは約束していないよというニュアンスということでもいいんでしょうかということです。 統廃合の必要性といいますのは、教育委員会の立場としましては、やはり学校が過小規模になり教育活動に支障が生じるような、そういった事態になれば、まず統廃合という選択肢が出てくると。それはこれまでの高須東小や船坂小がそうであったように検討していかなければいけないところだと思います。 また、これから少子化の進行によって、あと 10 年、20 年先になってくると、単学級の学校がざらに出てくるということにもなりますので、1 つは教育活動としての観点から、それともう一つは、子供が減った場合に、その施設そのものが過大規模になってくるといったところもありますので、公共施設マネジメントの観点から、その両面から検討していかなければいけないと考えております。 ただ、その一方で、特に西宮の場合、小学校は地域とのつながりが強いので、統廃合によって地域から学校がなくなることによる弊害も意識しないといけませんので、あまり簡単にこうしますという話をしにくいというところもございます。 ですので、慎重に検討しながら、直ちに公表というところまではいかないと思いますが、先ほど担当課長から長寿命化計画の判断、説明もさせていただきましたけれども、今後、学校を改修していかなければいけないことを考えると、将来、縮小する学校に 100 点満点の改修をすると二重投資になってしまいますので、やはり、教育効果と施設総量縮減という観点、双方から検討していかなければいけないということで、それについては、実際に作業を進めていくといった考えでございます。 しっかりした答えにならず、すみません。以上でございます。
藤原委員	つまるところ、仮に実行するとした場合に、統廃合って本当に大変な話だと思うんですね。ですので、このパブコメと市の回答を読んだ方が、統廃合というのも柔軟に考えているんだという印象を持ってほしくないと思うんですよ。やるとしたら、それは本当に大変なことなんですよということを理解していただきたいと考えたときに、慎重に検討しますという文言は、そのニュアンスが伝わるのかなというのが思ったところですよ。伝わるというんだったらそれでいいですよ。

	以上です。
学校支援部長	8 月 1 日の第 1 回総合教育会議で、今後の人口動向を踏まえた学校の在り方についてご議論いただきました。そのときに、中長期的な話として、人口の状況等を見極めながら、先ほど教育総括室長から話があったような諸問題もあるので、慎重に考えたいという話でやっていますので、今のこのパブコメの回答についても、それに沿った形で書かせていただいています。そういった補足です。
藤岡教育長	ほかにご意見、ご質問等ございますか。 どうぞ。
山本委員	言葉の説明を聞かせてください。 長寿命化という言葉と、先ほどどこかで大規模改修、あと、中規模改修があるということでした。特に大規模と中規模というのはどう違うのかということをお聞かせください。
藤岡教育長	どうぞ。
学校管理課担当 課長	資料左下のページの 37 ページを見ていただきますと、中規模改修と長寿命化改修と改築ということで 3 つの整備手法のイメージを記載しております。簡単に言いますと、長寿命化改修は、外壁と屋上防水と内装工事、その 3 点を改修するのが長寿命化改修となっております。中規模改修は、内装工事は必要最小限に行うものです。簡単に言いますとそういった使い分けとなっております。
山本委員	そうすると、大規模改修というのは。
学校管理課担当 課長	この大規模改修といいますのは、長寿命化計画上にはその記載はないんですけれども、契約上、大規模改修としており、外壁改修と屋上防水を行うものです。今回、鳴尾東小学校が大規模改修他工事となっておりますけれども、鳴尾東小学校は校舎が幾つかに分かれており、長寿命化改修工事を行う棟もありますが、外壁と屋上防水だけを行う校舎もありまして、そちらの校舎のほうが多いので、長寿命化改修を行う校舎よりも大規模改修工事を行う校舎のほうが多いので、契約名が鳴尾東小学校大規模改修他工事となっております。契約上の名称と計画の名称

	がちよっとずれてはいて、分かりにくいんですけども、内容としましてはそういったことになります。 以上です。
藤岡教育長	長岡委員。
長岡委員	そのことに関連してだと思うんですけども、ちょっと専門的なことで分からないかもしれないんですが、この大規模改修か中規模改修かというその基準というのは、年数で決まってくるのか、それともその状況によって、何か基準というのが示されているんでしょうか。
藤岡教育長	学校管理課担当課長。
学校管理課担当課長	年数で言いますと、50年経ちましたら長寿命化改修を行うこととしておりました。今回の計画の見直しで、長寿命化改修工事に加えて、可能であれば中規模改修を行うという立てつけとなっております。 担当技師が確認をして、長寿命化改修でなく中規模改修でも問題ないという判断を、今、しているところです。 大規模改修、先ほども外壁と屋上防水だけと申し上げましたけれども、そちらにつきましては、基本的には50年未満のものを考えておまして、中規模改修、長寿命化改修までは行う必要性がない校舎に対して行うという使い分けになっております。 以上です。
藤岡教育長	ほかに何か、よろしいでしょうか。よろしいですか。 では、なければ、一般報告①を終了します。 続きまして、議案第53号「令和6年度西宮市一般会計補正予算（第12号）（3月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」、議案第54号「令和7年度西宮市一般会計補正予算（第1号）（3月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を一括して議題といたします。 教育総務課長。
教育総務課長	議案第53号「令和6年度西宮市一般会計補正予算（第12号）（3月定例会教育

委員会所管分) に関する意見決定の件」及び議案第 5 4 号「令和 7 年度西宮市一般会計補正予算(第 1 号)(3 月定例会教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきましてご説明いたします。

まず、議案第 5 3 号につきましてご説明いたします。

前回の 2 月定例会でご説明いたしました議案第 5 1 号「令和 6 年度西宮市一般会計補正予算(第 1 1 号)」につきましては、国が新たに追加した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業について、市議会において他の予算に先行して議決するものでしたが、今回の補正予算(第 1 2 号)は、それ以外の予算を補正するものです。

資料の 3 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

上の表は歳入予算で、一番下の合計欄 1 億 2, 3 1 8 万 3, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 3 6 億 8, 7 6 7 万 4, 0 0 0 円とするものです。

下の表は歳出予算で、一番下の合計欄 6 億 9, 2 4 1 万 7, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 2 3 7 億 9, 6 4 1 万 4, 0 0 0 円とするものです。

次に、5 ページをご覧ください。

第 4 表、歳出補正予算の明細になっております。

上から 5 番目、項、教育総務費、目 1 5、教育振興費の奨学事業経費につきましては、藤田奨学金の対象者数の減に伴う貸付金の不用額の減と、ふるさと納税などの寄附金を奨学基金へ積み立てること及び基金合同運用率の変更に伴う積立金の増との差引きにより、1, 8 6 9 万円を増額するものです。

その下、学習研修等奨励事業経費も同様に、寄附金を教育振興基金で積み立てること及び基金合同運用利率の変更に伴い、積立金 9 1 6 万 2, 0 0 0 円を増額するものです。

飛びまして、7 ページをご覧ください。

下から 3 番目、項、保健体育費、目 1 0、給食費の給食管理運営事業経費につきましても同様に、基金合同運用利率の変更に伴う積立金及び後ほどご説明いたします報酬及び一時金の改定に伴う会計年度任用職員報酬等の増により、4 7 万 1, 0 0 0 円を増額するものです。

次に、前に戻りまして、5 ページをご覧ください。

5 ページの中ほど、項、教育総務費、目 2 0、教育指導費の指導助言関係事務経費につきましては、会計年度任用職員の職員手当等の不用額の減と、報酬及び一時金の改定に伴う会計年度任用職員報酬等の増との差引きにより 1 2 万 6, 0 0

0 円を増額するものです。

次に、6 ページをご覧ください。

一番上、項、小学校費、目 1 5、学校整備費の安井小学校教育環境整備事業費 9 7 2 万円の減、4 つ下、項、中学校費、目 1 5、学校整備費の瓦木中学校教育環境整備事業費 1, 1 8 0 万円の減、6 つ下、項、高等学校費、目 2 0、学校整備費の高等学校施設整備事業費 5 0 0 万円の減、同じページの一番下、項、幼稚園費、目 1 0、幼稚園整備費の幼稚園施設整備事業費 4 9 0 万 1, 0 0 0 円の減につきましては、いずれも工事請負費、委託料等の不用額を減額するものです。

次に、上に戻りまして、6 ページ、上から 2 番目、項、小学校費、目 1 5、学校整備費の小学校施設整備事業費につきましては、長寿命化改修等に係る工事請負費の不用額の減と、令和 7 年度に実施予定であった北六甲台小学校長の長寿命化予防改修事業及び空調設備改修事業が国の補助対象となったため、令和 6 年度に前倒しして実施することに伴う工事請負費の増との差引きにより、1 億 5, 6 8 7 万 9, 0 0 0 円を増額するものです。

4 つ下、項、中学校費、目 1 5、学校整備費の中学校施設整備事業費につきましても同様に、工事請負費の不用額の減と、深津中学校の外壁改修事業及び空調設備改修事業が国の補助対象となったため、前倒しして実施することに伴う工事請負費の増との差引きにより、3 億 1, 4 1 3 万円を増額するものです。

次の 7 ページをご覧ください。

下から 2 番目、項、保健体育費、目 1 0、給食費の給食施設設備整備事業費につきましても同様に、学校給食室空調設備設置事業が国の補助対象となったため、前倒しして実施することに伴い、工事請負費 8, 0 3 8 万 8, 0 0 0 円を増額するものです。

なお、これまで説明した事業以外の補正内容につきましては、令和 6 年の人事院勧告に基づき、職員の給与及び報酬を令和 6 年 4 月 1 日に遡及して改定を行うことと一時金の改定を行うことに伴い、増額補正を行うもので、具体的には、各項それぞれの職員の給与費におきまして、報酬、給料、職員手当等、共済費のうち不足が生じるものを、また、残りの事業につきましては、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費のうち不足が生じるものを増額しております。

なお、給与改定に併せて条例改正も行いますが、これにつきましては、現在作業中のため、後日、教育職員課より説明させていただきます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

繰越明許費とは、地方自治法第 213 条に規定される「その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費」のことです。

予算科目ごとに、繰越額とその理由を記載しております。

一番上の表、小学校施設整備事業費は、歳出でご説明いたしました北六甲台小学校の長寿命化予防改修事業及び空調設備改修事業に係る経費が国の補助対象となったため、このたび補正予算を計上しているものの、年度内の執行ができないため、事業費を繰り越し、令和 7 年度に実施するものです。

次の表の中学校施設整備事業費の一番下の表の給食施設設備整備事業費につきましても、同様に、国の補助対象となった工事請負費につきまして、事業費を令和 7 年度に繰越しいたします。

歳出補正は以上となります。

前に戻りまして、4 ページをご覧ください。

第 3 表、歳入補正予算の明細になっております。

表一番上の款 45、国庫支出金は、歳出でご説明いたしました北六甲台小学校の長寿命化予防改修事業、空調設備改修事業、深津中学校の外壁改修事業、空調設備改修事業及び学校給食室空調設備設置事業に係る経費が国の補助事業の対象となったこと等により、合わせて 9, 440 万 7, 000 円を増額するものです。

次の款 55、財産収入は、基金合同運用利率の変更に伴い、合わせて 3 万 6, 000 円を増額するものです。

次の款 60、寄附金は、ふるさと納税などにより寄附を受けた金額を、合わせて 2, 853 万円増額するものです。

次の款 65、繰入金は、奨学基金の利子収入の増額に伴い、基金から繰り入れる金額を 1 万 4, 000 円増額するものです。

次の款 75、諸収入は、藤田奨学金の返済額が想定より上回ったことに伴い、19 万 1, 000 円を増額するものです。

議案第 53 号の説明は以上になります。

続きまして、議案第 54 号についてご説明いたします。

こちらの補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました令和 6 年度西宮市一般会計補正予算（第 12 号）と同様に、人事院勧告に基づき、職員の給与、報酬及び一時金の改定を行うことに伴い、令和 7 年度予算について、報酬、給料、職員手当等及び共済費の歳出予算の補正と、それに伴う国庫補助金等の歳入予算

藤岡教育長	の増額補正を行うものです。 先ほどの議案では、給与改定を受けて、今年度である令和 6 年度の予算を補正したのですが、こちらの議案では、同じく給与改定を受けて、先週ご説明した令和 7 年度の当初予算を補正するものです。 資料の 3 ページをご覧ください。 第 1 表、歳入歳出予算補正です。 上の表は歳入予算で、一番下の合計欄 1 3 7 万 3, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 3 3 億 8, 5 6 4 万 8, 0 0 0 円とするものです。 下の表は歳出予算で、一番下の合計欄 1 億 4, 9 9 0 万 2, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 2 3 7 億 6, 2 3 2 万 5, 0 0 0 円とするものです。 4 ページをご覧ください。 第 3 表、歳入補正予算の明細として増額する予算科目の内訳を、また、次の 5 ページ、6 ページに、第 4 表、歳出予算補正の明細として予算事業ごとの増額の内訳を記載しております。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。 では、なければ採決に入ります。 議案第 5 3 号、5 4 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	ご異議がないようですので、可決することといたします。 次に、議案第 5 5 号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退室をお願いいたします。 (秘密会)
藤岡教育長	以上で、予定をされていた議題は全て終わりました。 これをもちまして第 5 回教育委員会臨時会を閉会いたします。

	ありがとうございました。 (終了)
--	---------------------------------